

# 「えどがわ百景ロゴマーク」の使用について

## 1. えどがわ百景とは

区民の皆さんの「好きな景観」や「気になる景観」を募集し、平成 22 年に江戸川らしさを象徴する景観ポイント(場所)を「えどがわ百景」として選定しました。その後、見直しを行い、平成 30 年 4 月より 133 の景観ポイントを「えどがわ百景」として位置付けています。

(横)



(縦)



§ えどがわ百景のロゴマークは、三方を川に囲まれた本区の立地や、豊かな四季をイメージしてデザインされており、青の曲線で川の流れを、桜、花火、もみじ、雪吊のイラストで豊かな四季を表現しています。

## 2. ロゴマークの活用について

区では「えどがわ百景」をPRする為、パンフレットおよび探訪マップの作製・配布、カレンダーや切手などのグッズの製作・販売、区内の施設やイベントでの写真展の開催などを行っています。

今後、更に広く「えどがわ百景」をPRしていくため、ロゴマークを民間事業者等が提供する商品やサービスなどで使用するためのルール(要綱)を定め、「えどがわ百景」のPRを展開していきます。

※「百景のPRに資すると区が認めたもの」に対しロゴマークの使用を承認するものであり、  
区がその商品の品質等について責任を負うものではありません。

## 3. 区から提供できるもの

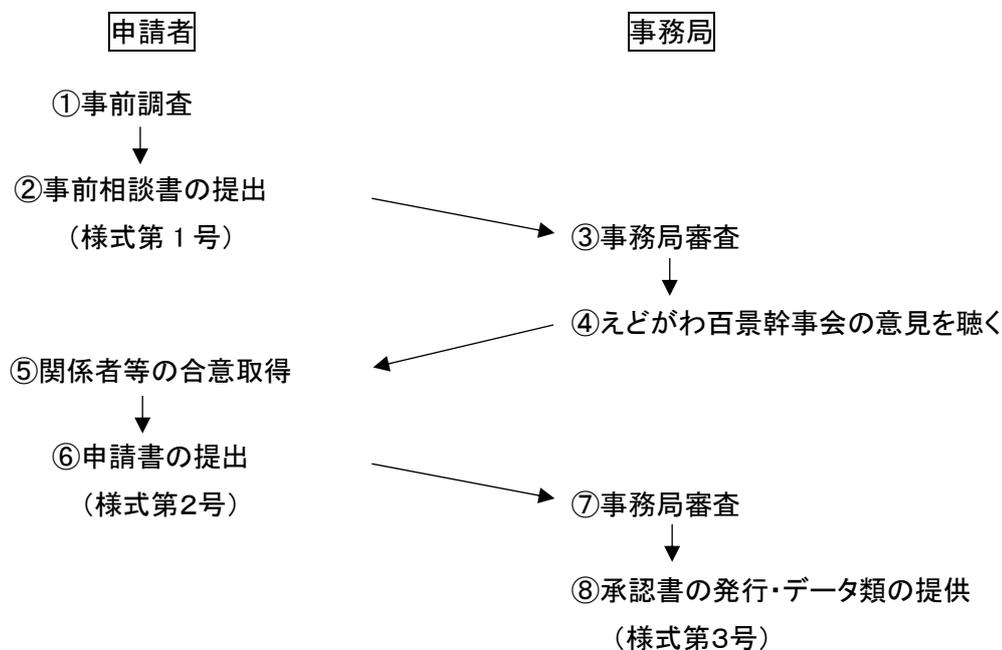
・えどがわ百景ロゴマークのデータ(jpeg形式、ai形式)

※使用承認を受けた商品やサービスは、区ホームページやえどがわ百景関連イベント等においてPRを行います。

#### 4. ロゴマーク使用の条件

- ①区がえどがわ百景のPRに資すると認めるもの
- ②申請者にて関係者等の合意を得ること
- ③区で定めるデザインを著しく変更しないこと
- ④写真を使用する場合は、肖像権や著作権などの侵害とならないこと
- ⑤ロゴマークの使用により問題が生じた場合、申請者の責任により対処すること
- ⑥ロゴマークを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うこと
- ⑦区が求める報告や調査への協力を行うこと
- ⑧えどがわ百景ロゴマークの使用に関する要綱の内容を理解し、同意していること

#### 5. 使用の手順



※申請に必要な書式は区ホームページからダウンロードしてください。(9月下旬に公開予定)

#### 6. その他

- ・ロゴマークの使用料は無料です。
- ・承認期限は使用承認を受けた月を含む24カ月以内の9月末までです。(最長2年)
- ・更新を希望する場合は更新の届出が必要になります。
- ・使用承認を受けたものは、江戸川区ホームページ等に掲載しPRを行います。

【問い合わせ】江戸川区 都市開発部 都市計画課  
都市計画係 TEL03-5662-6369